

令和6年10月27日  
行 執

# 最高裁判所裁判官国民審査審査公報

群馬県選挙管理委員会

## 告示番号：1

### 略歴



最高裁判所判事  
おじま 昭和三三年九月一日生  
あきら

神奈川県藤沢市生まれ。栄光学園高校、東京大学法学部、コネル大学ロースクール（L.M.）を卒業。  
判事補に任官し、東京地裁、甲府家地裁、最高裁総務局、通商産業省通商政策局国際経済課、横浜地裁で勤務。  
判事に任官し、横浜地裁、最高裁調査官、内閣法制局参事官、東京高裁判事を経て、東京地裁判事（部総括）、最高裁上席調査官を務める。

昭和六〇年 四月 判事補に任官し、東京地裁、甲府家地裁、最高裁総務局、通商産業省通商政策局国際経済課、横浜地裁で勤務。  
平成七年 四月 判事に任官し、横浜地裁、最高裁調査官、内閣法制局参事官、東京高裁判事を経て、東京地裁判事（部総括）、最高裁上席調査官を務める。  
二八年 二月 静岡地裁所長  
二九年 一月 東京高裁判事（部総括）  
三〇年 一月 最高裁首席調査官  
令和三年 七月 大阪高裁判長官  
四年 七月 最高裁判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和五年一月二五日 大法廷判決  
令和三年施行の衆議院議員総選挙當時、小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法一四条に違反しない（多数意見）。

二 令和五年三月二十四日 第二小法廷判決  
自室で出産し、死亡したえい児の死体をタオルに包んで段ボール箱に入れ、棚の上に置くなどした行為は、刑法一九〇条の「遺棄」に当たらない（全員一致）。

三 令和五年一月一八日 大法廷判決  
令和五年一月二五日 大法廷判決  
議員定数分配規定につき、著しい不平等状態にあったとはいえないとした多数意見に対し、違憲状態であるとの意見を付した。

四 令和五年一月二十五日 大法廷決定  
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律三条一項四号の規定は憲法一三条に違反する（多数意見）。

五 令和五年一月十七日 第二小法廷判決  
令和五年一月一七日 第二小法廷判決  
劇映画の出演俳優の一人が薬物犯罪により有罪判決を受けたことを理由に同映画に対する助成金を交付しないとした独立行政法人理事長の処分は、違法である（全員一致・裁判長）。

六 令和五年一月十五日 第二小法廷判決  
国民年金法等による老齢年金を減額する法律は、憲法二五条、二九条に違反しない（全員一致・補足意見付加・裁判長）。

七 令和六年一月二一日 第二小法廷判決  
令和五年一月二一日 第二小法廷判決  
嫡出でない子は、生物学的な女性に自己の精子で当該子を懷胎させた者に対し、その者の法的性別にかかわらず、認知を求めることができる（全員一致・補足意見付加・裁判長）。

八 令和六年七月三日 大法廷判決  
旧優生保護法中の優生規定は憲法一三条及び一四条に違反し、その立法行為は国家賠償法一条一項の適用上違法である（全員一致）。

1 不法行為による損害賠償請求権の除斥期間経過の主張は、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、信義則に反し又は権利の濫用として許されない（全員一致）。

2 不法行為による損害賠償請求権の除斥期間経過の主張は、著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない場合には、信義則に反し又は権利の濫用として許されない（全員一致）。

裁判官としての心構え  
事件当事者間に深刻な紛争があり、正しい解決について社会的にもコンセンサスがなく、価値観が対立することもある中で、「良い裁判」として司法に期待されるものは、「中立」で「独立」して裁判所が紛争を「透明」な手続で「適時」に解決することと思っています。

裁判官としての心構え

事件当事者間に深刻な紛争があり、正しい解決について社会的にもコンセンサスがなく、価値観が対立することもある中で、「良い裁判」として司法に期待されるものは、「中立」で「独立」して裁判所が紛争を「透明」な手續で「適時」に解決することと思っています。

## 告示番号：2

### 略歴



最高裁判所判事  
みやがわみつこ 昭和三五年一月一三日生  
こ

愛知県豊橋市生まれ。豊橋市立東田小学校、豊橋市立青陵中学校、愛知県立時習館高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。  
司法修習生  
弁護士登録（第一東京弁護士会）  
平成五年六月 ハーバード・ロースクール修了（L.L.M.）  
ニューヨーク州弁護士資格取得  
TMI総合法律事務所パートナー  
経済産業省産業構造審議会臨時委員・同知的財産政策部会（現 知的財産分科会）委員  
慶應義塾大学法科大学院講師  
文部科学省文化審議会著作権分科会委員  
日本商標協会理事（令和五年五月副会長）  
内閣府知的財産戦略本部有識者本部員  
エステー株式会社外取締役  
パナソニック株式会社外監査役  
財務省關税等不服審査会關稅・知的財產分科会委員  
平成七年五月 判事任官 以後、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。  
昭和五九年四月 司法修習生  
昭和五九年四月 判事補任官 以後、東京地裁、最高裁刑事局、外務省アジア局南東アジア第二課、在フイリピン日本大使館、京都地裁、最高裁（調査官）に勤務。

昭和五九年四月 同年五月 内閣府知的財産戦略本部有識者本部員  
二五年三月 慶應義塾大学法科大学院講師  
二七年二月 文部科学省文化審議会著作権分科会委員  
二七年五月 同年五月 日本商標協会理事（令和五年五月副会長）  
二八年三月 内閣府知的財産戦略本部有識者本部員  
二八年六月 エステー株式会社外取締役  
二九年四月 パナソニック株式会社外監査役  
二九年四月 財務省關稅等不服審査会關稅・知的財產分科会委員  
平成七年五月 水戸地裁所長  
平成七年五月 最高裁事務総長  
昭和五六年一月 最高裁刑事局長兼図書館長  
昭和五六年三月 東京高裁長官  
昭和五六年六月 最高裁判所判事  
昭和五六年八月 最高裁判所長官

### 略歴



最高裁判所長官  
いまさきゆきひこ 昭和三二年一一月一〇日生  
こ

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和六年七月三日 大法廷判決  
令和五年一月二五日 大法廷判決  
令和三年四月 平成三一年度「知財功劳賞」（経済産業大臣表彰）  
令和元年六月 三菱自動車工業株式会社外取締役  
同月 日弁連知的財産センター委員長  
二年七月 一般社団法人日本国際紛争解決センター理事  
三年一〇月 東京地方裁判所民事調停委員  
五年一月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 令和六年七月三日 大法廷判決  
令和五年一月二五日 大法廷判決  
令和三年一〇月三日 施行の衆議院議員総選挙當時、公職選挙法（令和四年法律第八九号による改正前のもの）二三条一項、別表第一の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとしたことはできず、同規定が憲法一四条一項等に違反するものということはできないとした（多数意見）。

二 令和五年七月一日 第三小法廷判決  
生物学的な性別が男性であり性同一性障害である旨の医師の診断を受けている国家公務員がした職場の女性トイレの使用に係る国家公務員法八六条の規定による行政措置の要求は認められない旨の人事院の判定が、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるとした（全員一致・補足意見付加・裁判長）。

三 令和五年一〇月一八日 大法廷判決  
令和四年七月一〇日施行の参議院議員通常選挙當時、平成三〇年法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条、別表第三〇年の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたものとはいえず、同規定が憲法に違反するに至つていたものとのいうことはできないとした（全員一致・補足意見付加・裁判長）。

四 令和五年一〇月二五一日 大法廷決定  
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律三条一項四号は憲法二三条に違反し無効であるとした（多数意見）。

五 令和六年七月三日 大法廷判決  
優生保護法中のいわゆる優生規定が憲法一三条及び一四条一項の適用上違法の評価を受け、これにより発生した損害賠償請求権が民法（平成二九年法律第四四号による改正前のもの）七二四条後段の除斥期間の経過により消滅したものとするが信義則に反し許されないとした（全員一致）。

六 令和六年七月一六日 第三小法廷判決  
不正に入手した暗号資産NEMの秘密鍵で署名した上でNEMの移転行為に係るトランザクション情報をNEMのネットワークに送信した行為が刑法（平成二九年法律第四四号による改正前のもの）七二四条後段の除斥期間の経過により消滅したものとするが信義則に反し許されないとした（全員一致）。

裁判官としての心構え  
昨年一月の就任以来、最高裁判所判事の職責の重さを日々実感しながら、職務に邁進しております。これからも、最高裁判所の判決が当事者だけでなく社会に大きな影響を与えるものであることを胸に刻み、事件のひとつひとつに誠実に向き合い、公正で妥当な判断を行えるよう全力で取り組む所存です。また、女性弁護士として様々な分野で働いてきた経験を活かし、公正で多様性に貢献できるよう努めてまいります。

裁判官としての心構え  
当事者双方の言い分に謙虚に耳を傾けること。  
裁判の枠組みを越えて独善に陥らないようにすること。  
裁判に参加する人が気兼ねなく発言できるようにすること。

## 告示番号：3

### 略歴



最高裁判所長官  
いまさきゆきひこ 昭和三二年一一月一〇日生  
こ

兵庫県神戸市生まれ。県立神戸高等学校、京都市立法学校を卒業。  
司法修習生  
判事補任官 以後、東京地裁、最高裁刑事局、外務省アジア局南東アジア第二課、在フイリピン日本大使館、京都地裁、最高裁（調査官）に勤務。

昭和五六年四月 司法修習生  
昭和五六年四月 判事補任官 以後、東京地裁、最高裁刑事局課長、東京高裁判事、司法研修所教官、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。  
昭和五六年四月 判事任官 以後、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。  
昭和五六年四月 判事任官 以後、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。  
昭和五六年四月 判事任官 以後、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。

昭和五六年四月 判事任官 以後、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。

昭和五六年四月 判事任官 以後、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。

昭和五六年四月 判事任官 以後、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。

昭和五六年四月 判事任官 以後、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。

昭和五六年四月 判事任官 以後、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。

昭和五六年四月 判事任官 以後、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。

昭和五六年四月 判事任官 以後、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。

昭和五六年四月 判事任官 以後、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。

昭和五六年四月 判事任官 以後、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。

昭和五六年四月 判事任官 以後、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。

昭和五六年四月 判事任官 以後、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。

昭和五六年四月 判事任官 以後、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。

昭和五六年四月 判事任官 以後、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。

昭和五六年四月 判事任官 以後、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。

昭和五六年四月 判事任官 以後、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。

昭和五六年四月 判事任官 以後、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。

昭和五六年四月 判事任官 以後、最高裁調査官、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報課長、東京地裁判事（部総括）を務める。

裁判官としての心構え  
当事者双方の言い分に謙虚に耳を傾けること。  
裁判の枠組みを越えて独善に陥らないようにすること。  
裁判に参加する人が気兼ねなく発言できるようにすること。

令和6年10月27日  
行 執

群馬県選挙管理委員会

# 最高裁判所裁判官国民審査公報

## 告示番号：4

### 略歴



最高裁判所判事  
ひら きまさ ひろ

昭和三六年四月三日生

兵庫県神戸市生まれ。その後、高知県高知市、東京都、北海道札幌市で過ごす。東京都中学校区立江原小学校、札幌市立幌西小学校、札幌市立啓明中学校、北海道札幌南高等学校、東京学芸大学附属高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。司法修習生として東京地裁、佐賀地裁に勤務。外務省北米局判事補任官以後、東京地裁、外務省北米局北米第二課、在アメリカ合衆国日本大使館、東京地裁判事、最高裁情報政策課長、東京地裁判事（部総括）を務める。

平成二年五月

四月

六月

七月

八月

九月

十月

十一月

一二月

一月

二月

三月

四月

五月

六月

七月

八月

九月

一〇月

一一月

一二月

一三年

一四年

一五年

一六年

一七年

一八年

一九年

二〇年

二一年

二二年

二三年

二四年

二五年

二六年

二七年

二八年

二九年

二〇〇〇年

二〇〇一年

二〇〇二年

二〇〇三年

二〇〇四年

二〇〇五年

二〇〇六年

二〇〇七年

二〇〇八年

二〇〇九年

二〇一〇年

二〇一一年

二〇一二年

二〇一三年

二〇一四年

二〇一五年

二〇一六年

二〇一七年

二〇一八年

二〇一九年

二〇二〇年

二〇二一年

二〇二二年

二〇二三年

二〇二四年

二〇二五年

二〇二六年

二〇二七年

二〇二八年

二〇二九年

二〇二〇〇〇年

二〇二〇〇一年

二〇二〇〇二年

二〇二〇〇三年

二〇二〇〇四年

二〇二〇〇五年

二〇二〇〇六年

二〇二〇〇七年

二〇二〇〇八年

二〇二〇〇九年

二〇二〇〇一〇年

二〇二〇〇一一年

二〇二〇〇一二年

二〇二〇〇一三年

二〇二〇〇一四年

二〇二〇〇一五年

二〇二〇〇一六年

二〇二〇〇一七年

二〇二〇〇一八年

二〇二〇〇一九年

二〇二〇〇一〇〇年

二〇二〇〇一〇一年

二〇二〇〇一〇二年

二〇二〇〇一〇三年

二〇二〇〇一〇四年

二〇二〇〇一〇五年

二〇二〇〇一〇六年

二〇二〇〇一〇七年

二〇二〇〇一〇八年

二〇二〇〇一〇九年

二〇二〇〇一〇一〇年

二〇二〇〇一〇一一年

二〇二〇〇一〇一二年

二〇二〇〇一〇一三年

二〇二〇〇一〇一四年

二〇二〇〇一〇一五年

二〇二〇〇一〇一六年

二〇二〇〇一〇一七年

二〇二〇〇一〇一八年

二〇二〇〇一〇一九年

二〇二〇〇一〇一〇〇年

二〇二〇〇一〇一〇一一年

二〇二〇〇一〇一〇二年

二〇二〇〇一〇一〇三年

二〇二〇〇一〇一〇四年

二〇二〇〇一〇一〇五年

二〇二〇〇一〇一〇六年

二〇二〇〇一〇一〇七年

二〇二〇〇一〇一〇八年

二〇二〇〇一〇一〇九年

二〇二〇〇一〇一〇一〇年

二〇二〇〇一〇一〇一一年

二〇二〇〇一〇一〇一二年

二〇二〇〇一〇一〇一三年

二〇二〇〇一〇一〇一四年

二〇二〇〇一〇一〇一五年

二〇二〇〇一〇一〇一六年

二〇二〇〇一〇一〇一七年

二〇二〇〇一〇一〇一八年

二〇二〇〇一〇一〇一九年

二〇二〇〇一〇一〇一〇〇年

二〇二〇〇一〇一〇一〇一一年

二〇二〇〇一〇一〇一〇二年

二〇二〇〇一〇一〇一〇三年

二〇二〇〇一〇一〇一〇四年

二〇二〇〇一〇一〇一〇五年

二〇二〇〇一〇一〇一〇六年

二〇二〇〇一〇一〇一〇七年

二〇二〇〇一〇一〇一〇八年

二〇二〇〇一〇一〇一〇九年

二〇二〇〇一〇一〇一〇一〇〇年

二〇二〇〇一〇一〇一〇一〇一一年

二〇二〇〇一〇一〇一〇一〇二年

二〇二〇〇一〇一〇一〇三年

二〇二〇〇一〇一〇一〇四年

二〇二〇〇一〇一〇一〇五年

二〇二〇〇一〇一〇一〇六年

二〇二〇〇一〇一〇一〇七年

二〇二〇〇一〇一〇一〇八年

二〇二〇〇一〇一〇一〇九年

二〇二〇〇一〇一〇一〇一〇〇年

二〇二〇〇一〇一〇一〇一〇一〇一一年

二〇二〇〇一〇一〇一〇一〇二年

二〇二〇〇一〇一〇一〇三年

二〇二〇〇一〇一〇一〇四年

二〇二〇〇一〇一〇一〇五年

二〇二〇〇一〇一〇一〇六年

二〇二〇〇一〇一〇一〇七年

二〇二〇〇一〇一〇一〇八年

二〇二〇〇一〇一〇一〇九年